

令和3年3月24日改正

防衛大学校山岳会会則

制 定：昭和45年9月1日
第1回改正：昭和63年4月10日
第2回改正：平成2年7月7日
第3回改正：平成4年7月25日
第4回改正：平成13年3月4日
第5回改正：平成17年3月5日
第6回改正：平成18年3月4日
第7回改正：平成24年3月17日
第8回改正：平成31年3月2日
第9回改正：令和3年3月24日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、防衛大学校山岳会（略称 防大山岳会 DAAC）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、防衛大学校山岳部に対する後援及び会員による登山活動を実施することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前項の目的を達するため、次の事業を行う。

(1) 会報及び名簿の発行

（名簿については、年1回の発行を基準とする。）

(2) 登山及びその他の集会

(3) 防大山岳部に対する支援

（支援とは、防大山岳部長の要請に基づき山岳会が行う現役指導に係る活動及び同業務、援助等の総称である。）

(4) 会員の慶弔に関すること

（細部基準は別に定める。）

(5) その他 目的達成のために必要な事

（本部等）

第4条 （削 除）

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会長
- (3) 名誉会員
- (4) 特別会員

(正会員)

第6条 正会員は、次のいずれか一項に該当する者

- (1) 防大卒業時、山岳部員であった者
- (2) 防大出身者で入会の意思を持ち、理事会の承認した者

(名誉会長)

第7条 山岳会初代会長である朝井先生を名誉会長とする。

(名誉会員及び特別会員)

第8条 名誉会員及び特別会員は、次の各号に該当する者の内、理事会において承認され、入会の意思を持つ者（正会員を除く。）

- (1) 名誉会員

ア 防大山岳部長、防大山岳会会長の職にあった者

イ 防大山岳会または防大山岳部への貢献が著しく、名誉会員にふさわしい者

- (2) 特別会員

ア 防大山岳部の顧問及び元顧問

イ 防大山岳会または防大山岳部の発展に寄与した者

(会 費)

第9条 会費の額は総会で定める。細部は規程による。

(臨時会費)

第10条 必要の場合は、理事会の決議により正会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の義務)

第11条 会員は、次の義務を有する。

- (1) 本会の会員は、会費を納めること。
- (2) 名簿の記載事項に変化が生じた場合等は、理事会に連絡すること。

(会員権の停止)

第12条 (削 除)

(退 会)

第13条 特別会員は、会長に届けることにより退会することができる。

(除 名)

第14条 本会の名誉を損なう等の行為があった会員は、理事会の決議によりこれを除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監査 1名
- (6) 委員 若干名

(会長)

第16条 会長は、総会において会員の中から選出し、本会を代表する。

(副会長)

第17条 副会長は、総会において正会員の中から選出し、会長を補佐する。

(理事長)

第18条 理事長は、会長が正会員の中から指名するものとし、会務を総括する。

2 理事長の任期は2年とし、再選を妨げない。

(理事)

第19条 理事は理事長が指名し、会長の承認を得るものとする。

理事は、各々、庶務、会計、現役指導及び遭難対策等の会務を分掌し、理事長を補佐する。

(監査)

第19条の2 監査は会長が正会員の中から指名するものとする。

(委員)

第20条 理事は、その職務を分担させるため、委員を指名することができる。

第4章 会 議 等

(総 会)

第21条 総会は、必要に応じ、会長が招集し、少なくとも年1回とする。

2 総会は、決算、会務、その他に関して承認又は決議する。

3 会員は、書面等により表決権を行使することができる。

4 総会の議事は、表決権行使者の過半数をもって決議する。

(緊急総会)

第22条 会長は、緊急に必要がある場合、緊急総会を招集することができる。

会員はできる限り参集するものとし、その他は総会に準ずる。

(理事会)

第23条 理事会は、会務執行に関して審議し、決定する。

2 審議に関わる会議は、必要に応じ、理事長が招集する。

3 理事は、書面等により表決権を行使することができる。

4 理事会の議事は、表決権行使者の過半数を持って決議する。賛否同数の場合は、理事長がこれを決する。

第23条の2 理事会の設置に関する細部は、理事長の定めるところによる。

第5章 付 則

(会則の変更)

第24条 本会則は、会員の5名以上又は理事長の発議があった場合、総会で表決権行使者の3分の2以上の同意をもって変更することができる。

(本会則の発効)

第25条 本会則は、昭和45年9月1日より有効とする。

(基 金)

第26条 本会に特別基金を設ける。基金の細部については、規程による。

経 緯

第 6 回改正：平成 1 8 年 3 月 4 日

山岳会会則の第 2 条 会員（会員の種類）第 5 条及び（特別会員規程）第 7 条を修正。以前の会則では特別会員のみであったが、山岳部及び山岳会への功績の度合いから、防大山岳部又は防大山岳会の発展に著しく寄与した部長、会長を歴任した方々を「名誉会員」とし、発展に寄与した方々を「特別会員」として区分した。

第 7 回改正：平成 2 4 年 3 月 1 7 日

① 会の事業の修正

山岳部の指導は山岳部長の専管事項であり、山岳会は山岳部への支援を行う位置づけにあるとの認識から、第 3 条 (3) を「防大山岳部に対する支援」と修正した。

② 会則に名誉会長を設定

第 2 章第 5 条（会員の種類）に名誉会長を加え、初代会長である朝井先生を名誉会長とした。

③ 名誉会員の記述の修正

現在の名誉会員に関する記述を修正し、会に功労のあった皆川先生を名誉会員とした。

第 8 回改正：平成 3 1 年 3 月 2 日

○ 改正理由

本会会則第 4 条の、「本会の本部を横須賀市走水防大山岳部におき、」とする条文が、現状において実態と必要性がないことから改正した。

○ 経 緯

本会則は、第 25 条において、昭和 45 年 9 月 1 日より有効と規定されている。当時、山岳会と山岳部の指導体制が相当部分重複していたことが、「本部を防大山岳部におく。」とする規定に反映されたものと推定する。

○ 新旧対照表

改正前	改正後
第 4 条 本会は、本部を、横須賀市走水防大山岳部におき、理事会を原則として市ヶ谷または目黒におく。	第 4 条 本会は、理事会を原則として市ヶ谷または目黒におく。

第 9 回改正：令和 3 年 3 月 24 日

(凡例) 下線部は改正部分

改正 (案)	現行
(事 業) 第 3 条 (変更なし) (1) (変更なし) (2) (変更なし) (3) 防大山岳部に対する支援 <u>(支援とは、防大山岳部長の要請に基づき山岳会が行う現役指導に係る活動及び同業務、援助等の総称である。)</u> (4) (変更なし) (5) (変更なし)	(事 業) 第 3 条 本会は、前項の目的を達するため、次の事業を行う。 (1) 会報及び名簿の発行 (名簿については、年 1 回の発行を基準とする。) (2) 登山及びその他の集会 (3) 防大山岳部に対する支援 (4) 会員の慶弔に関すること (細部基準は別に定める。)

	(5) その他 目的達成のために必要な事
--	----------------------

(改正理由)

一部の会員から山岳会会則について、山岳会（ＯＢ）が山岳部（現役）を直接、指導できると誤解される恐れがある用語が使用されており改正する必要があるとの指摘を受けた。検討の結果、会則が改正された経緯を踏まえて、会則本文を改正することなく、使用されている用語の意味を補足説明することにより誤解の可能性を排除できると判断し、会則への追記を行うこととした。

会則では第２条で「防衛大学校山岳部に対する後援」を山岳会の目的であると明確にしたうえで、第３条で「防大山岳部に対する支援」を事業と位置付けており、山岳会が山岳部長の要請が無いままに現役を指導できないことは明白である。しかしながら、誤解が生ずる可能性を少なくするために、会則で使用されている支援という用語は、防大山岳部長の要請に基づき、山岳会が行う現役指導に係る活動及び同業務、援助等の総称であると条文の直後に括弧書きで追記することとした。

改正（案）	現行
<u>（本部等）</u> 第４条 <u>（削 除）</u>	（理事会の設置） 第４条 本会は、理事会を原則として市ヶ谷または目黒におく。 【参考】 平成３１年３月改正以前 （本部等） 第４条 本会は、本部を、横須賀市走水防大山岳部におき、理事会を原則として市ヶ

	谷または目黒におく。
第 4 章 会議等 (理事会) 第 2 3 条 理事会は、会務執行に関して審議し、決定する。 2 審議に関わる会議は、必要に応じ、理事長が招集する。 3 (変更なし) 4 (変更なし) 第 2 3 条の 2 理事会の設置に関する細部は、理事長の定めるところによる。	第 4 章 会 議 (理事会) 第 2 3 条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集する。 2 理事会は、会務執行に関して審議決定する。 3 理事会は、書面等により表決権を行使することができる。 4 理事会の議事は、表決権行使者の過半数を持って決議する。賛否同数の場合は、理事長がこれを決する。

(改正理由)

平成 3 1 年 3 月 2 日に会則第 4 条（本部等）の、「本会の本部を横須賀市走水防大山岳部におき、」とする条文が、現状において実態と必要性がないことから改正されたが、その結果、理事会に関する規定のみが残った。しかしながら、理事会について特定の場所を規定する必要はないことから、理事長の設置に関する細部は理事長の所定とすることが妥当とした。

更に、第 4 章 会議 会則第 2 3 条（理事会）に理事会の規定があることから、第 4 条を削除するとともに、第 4 章 会議を会議等に修正し、第 2 3 条の 2 に理事会の設置に関する規定を追加した。

改正（案）	現行
（理 事） 第 1 9 条 理事は理事長が指名し、会長の承認を得るものとする。 理事は、各々、<u>庶務</u>、会計、現役指導及び遭難対策等の会務を分掌し、理事長を補佐する。	（理 事） 第 1 9 条 理事は理事長が指名し、会長の承認を得るものとする。 理事は、各々<u>庶務・事業</u>、会計、現役指導及び遭難対策等の会務を分掌し、理事長を補佐する。

（改正理由）

会則第 1 9 条（理事）における「庶務・事業」における「事業」とは、山岳会の年間計画の企画・立案という意味で事業との用語を使用していると認識しているが、会則第 3 条（事業）との関係性で現役指導を含む山岳会事業を主管しているとの誤解が生じていることから、「庶務・事業」から、「事業」という用語を削除する。